

る場合、それらの主要な地点における時刻別日影及び日影時間数の状況を調査する。

(5) 計画地における真北の方位

日影に関する資料は、真の北（真北といい磁北とは異なる）を基準として作成するので、敷地測量図に記入されている北の方位の表示が真北かどうかをチェックする。

(6) 関係法令に基づく基準等

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域、その他の地域・地区
- イ 建築基準法による日影の規制基準
- ウ 条例等による指定地域及び規制基準
- エ その他

2 調査の基本的な方法

(1) 土地利用の状況

土地利用の状況は、文献その他の資料及び現地踏査に基づいて日照阻害の影響を受けやすい施設及び地域の位置、形状、附帯設備等について取りまとめる。

土地利用に係る文献は、都市計画図、住宅地図等の地図や、航空写真を利用する。1/2,500の都市計画図には標高も記載されているので便利であるが、作成時期が古い地図は、地域の開発等により建築物等の状況が現状と異なっていることがあるので、必ず現地を踏査して確認する必要がある。

日照阻害の影響を受けやすい施設の状況は、住宅地図で概ねの建物の位置は把握できるが、必ず現地踏査を行い、形状や窓の状況等をできるだけ正確に調査する。学校施設では、屋外プールの設置状況も把握しておくべきである。なお、学校等の教育施設及び公共施設は、各自治体が発行している資料の中に一覧があるので利用するとよい。

(2) 地形の状況

地形の状況は、地形図（1/25,000）その他の資料及び現地踏査に基づいて、土地の起伏の状況、特異な地形の状況を把握することを基本とする。

(3) 地域の日影の状況

日影の状況は、冬至日を対象として調査地域の既存の建築物による日影の範囲、日影となる時刻及び時間数を調査する。

対象事業実施区域北側に、日照の確保を必要とする用途の施設等がある場合は、それらの地点における日影の範囲等について、時刻別日影図、等時間日影図を作成する方法による。

(4) 主要な地点における日影の状況

主要な地点における天空図又は現地で撮影した天空写真に、冬至日、春・秋分、夏至日の太陽軌道を投影して年間の日影の状況を把握する。

天空図は投象方式が数種類あるが、日照検討には等距離投象法又は正投象法がよく利用されている。

(5) 真北の方位の確定

専門の測量技師に依頼する。

最も正確で簡単な方法は、計画地において太陽が真南に来る時刻を予め調べておき、その時刻の時に、鉛直線が水平面に落とす日影の方向を記録して求める方法である。

3 調査地域

調査地域は、計画建物による冬至日の真太陽時の午前8時から午後4時までの間に日影が生じると予想される地域を包含する地域とする。

なお、対象事業が高架道路、高架鉄道等の場合は、対象事業実施区域周辺の土地利用状況を勘案し、適切に調査地域を設定する。

4 調査期間等

調査時期は、冬至日について調査することを基本とする。また、必要に応じて春・秋分、夏至についても調査する。

5 調査結果

(1) 地域の一般的な状況

環境影響評価準備書の中では、計画地周辺の地盤高、土地利用の状況及び日照阻害の影響を受けやすい施設等を地域の一般的な状況としている例が多い。

(2) 地域の日影の状況

計画地内に既存の建築物等が存在している場合は、敷地外に対する時刻別日影図と等時間日影図を作成する。また、計画地周辺の住宅や日照阻害の影響を受けやすい施設に既に現況で日影影響を与えていていると考えられる建物（概ね4～5階建て以上）について、冬至日の真太陽時における8時から16時までの時刻別日影図及び等時間日影図を作成する。

(3) 主要な地点における日影の状況

天空図による現況の日影状況は、対象地点と現況の周辺建物の位置関係を明確にした上で描くことになるが、建物の詳細部分や樹木の状況等は描くのが容易ではない。天空写真による場合は、対象地点を中心とした水平面360°について見えるものはすべて撮影されるため、樹木や電柱等も含んで現況が再現できる利点があり、環境影響評価ではよく利用されている。

(4) 関係法令の基準等

用途地域の指定状況、日影の規制基準と規制対象区域についてまとめる。建築基準法による本県における日影規制は、表6-1のとおりである。

表6-1 建築基準法による日影規制

地域又は地区	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10メートル以内	敷地境界線からの水平距離が10メートルを超える範囲
第一種低層住居専用地域	軒の高さが7メートルを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5メートル	4時間	2.5時間
第二種低層住居専用地域				
第一種中高層住居専用地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	4時間	2.5時間
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	5時間	3時間
第二種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域				
準工業地域				
用途地域の指定のない地域	高さが10メートルを超える建築物	4メートル	5時間	3時間

注 この表において、平均地盤面からの高さとは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さをいう。